

第 29 回選定委員会議事概要

(第 40 回物質・生命科学実験施設利用委員会との合同開催)

1. 日 時: 2023 年 10 月 6 日(金) 16:00 ~ 17:00
 2. 会 場: Zoom によるオンライン併用
 3. 出席者:[委員] 有馬孝尚、山室修、鍵裕之、木村滋、菅原洋子、竹中幹人、日野正裕、伊藤耕三
(出席者 8 名、定足数 7 名のため委員会は成立)
- [オブザーバー] 大友季哉(KEK)、脇本 秀一(JAEA)、川北至信(JAEA)、中島健次(JAEA)、
柴山充弘(CROSS)
- [事務局] 舟越賢一、後藤笑美、浅井利紀

(以上、敬称略、順不同)

4. 議事次第:

1. 開会(16:00~16:05)

- (1) 開会の挨拶 脇本 J-PARC 副センター長
- (2) 出席者の確認 (事務局)

2. 審議事項(16:05~16:55)

- (1) MLF の利用にかかる手続き等の改正について(J&C) 脇本 J-PARC 副センター長
- (2) 2024A 期一般利用課題(短期、1 年)公募要項(J&C) (事務局)

3. 閉会(16:55~17:00)

閉会の挨拶 CROSS 柴山 中性子科学センター長

5. 決定事項・承認事項

- ・MLF 利用にかかる手続きの改正について、実験報告書関連は提案された内容で進める。データ公開に関して、約款はこのままとし、詳細は今後検討を進めていくことで承認された。
- ・2024A 期の公募要項は、「12. 実験報告書等の提出(成果公開課題)」の赤枠分を「提出期限から 30 日を経過後に実験報告書が未提出の場合は料金徴収の手続きを開始します。」のみにすること、データ公開時期の文言の確認をすることで承認された。

6. アクションアイテム

- ・2024A 公募要項(資料 4)のデータ公開時期の文言が約款の内容と齟齬がないか確認をする。
→公募要項のデータ公開時期に関する文言を約款の内容と齟齬がないよう「～課題を終えた年度の翌年度から 3 年を経たのちに、～」と修正した。

7. 議事概要

7.1 開会

脇本 J-PARC 副センター長から開会の挨拶があった後、事務局から委員の出席人数の報告が行われた。出席人数は最終的に選定委員会 8 名で定足数 7 名(委員 14 名の 1/2 以上)を満たしており委員会が成立することが報告された。

7.2 審議事項

(1) MLF の利用にかかる手続き等の改正について

脇本 J-PARC 副センター長から資料 1 について説明が行われた。また補足として、今回の改正内容について KEK の大学共同利用では一部扱いが異なるとの説明があった。

<主な議論>

・データの公開を、実験実施年度の翌年度から 3 年以内としているが、もう少しで論文が出そうな場合などに、論文が出るまで待つというような延長制度は設けないのか？

→今回説明した内容は基本的な大枠である。個別の状況に応じた対応は、今後盛り込みたいと考えている。

・「公開する論文等」で示されている「特許」は、成立した特許を想定しているのか？あるいは出願されればよいのか？成立した特許とした場合、3 年の期限は短いのではないのか？

→出願した特許でよい。

・データ公開のための雛形はあるか？

→今後検討を進めていく。国が進めているオープンデータプラットフォームでフォーマットが決まれば、それに合わせたフォーマットに段階的に移行することも検討する。

・公開されたデータは誰もが自由に利用できるのか？

→海外では施設によって対応が異なっており、ISIS ではオープンドメインにして誰でも使用できるようになっている。今後 J-PARC の方針の検討を行うが、現時点では希望者が利用申請を行い、J-PARC で申請内容を確認した上で使用の判断をすることを考えている。

・運用が検討中の状態で、10 月からの公募に適用する場合、ユーザーとしては内容が定まっていない約款に契約をすることになるのでは？

→データ公開の部分はまだ検討が必要であるが、それ以外の部分は明確になっている。

・データ公開の部分は契約内容に入らないのか？

→契約内容に含まれているが、データ公開が実施されるのは実験終了翌年度から 3 年以降となる。

・データ公開がどのように行われるかわからない状態で約款に同意することとなる。

・ビーム使用報告書について、以前は公開課題の場合も提出が求められていた。それが提出不要となり、再び提出が必要となるといことだがユーザーが戸惑うのでは？

→ユーザーが戸惑わないよう、装置担当者も含め施設側でサポートしていく。

・実験報告書が提出されない場合の料金徴収について、金額は提示されるのか？

→約款から料金等の規程にリンクを張るようにしている。また公募要項にも金額を記載している。

・実験報告書提出について、ユーザーがメールなどを見落としている場合もある。

→施設側から適切にコンタクトしてフォローをする。また実験報告書を提出できない個別の事情がある場合は適切に対応する。

- ・料金徴収を開始するのが、実験報告書の提出締め切り後 30 日となっているが、その根拠は？
→実験報告書の締め切りを期の終わりから 60 日としており、その後、個別の状況などを確認する期間として 30 日とした。
- ・今回の手続きの改正は、海外ユーザーも対象となるのか？
→海外ユーザーも対象となる。
- ・現時点での実験報告書の提出状況について、未提出だった実験報告書に対して督促を行い 100%回収している。今後も督促などのサポートをすることで実験報告書を提出いただけると考えている。
- ・MLF 利用にかかる手続きの改正について、実験報告書関連は提案された内容で進めることとする。データ公開に関して、約款はこのままとし、詳細は今後検討を進めていくことが本委員会で承認された。

(2) 2024A 期一般利用課題(短期、1 年)公募要項

事務局から資料 4 について説明が行われた。

<主な議論>

- ・「12. 実験報告書等の提出(成果公開課題)」に記載された、督促に関する詳細情報(督促回数等)は、「提出期限から 30 日を経過後に実験報告書が未提出の場合は料金徴収の手続きを開始します。」の文言のみ残す。
- ・実験報告書を提出しないと、課題審査の評価に影響があるのか？あるいは料金を支払えば実験報告書は提出しなくてもよく、評価にも影響がないのか？
→成果公開型で実験を実施したのに、実験報告書を提出しないのはルール違反であるという考え方である。ペナルティとして料金支払いが発生する。
→現状の方針として、締め切り後であっても実験報告書を提出するか、あるいは料金を支払えば申請ブロックなどの牽制措置は解除することとしている。
- ・公募要項の書き方として、「実験報告書はきちんと提出してください」というニュアンスにするのか、「料金を支払えば実験報告書は出さなくて良いです」というニュアンスにするのかが気になった。
→施設の方針は、「実験報告書はきちんと提出してください」ということになる。
- ・データ公開の時期について公募要項と約款の内容に齟齬がないか確認をする。
- ・2024A 期の公募要項は、「12. 実験報告書等の提出(成果公開課題)」の赤枠分を「提出期限から30日を経過後に実験報告書が未提出の場合は料金徴収の手続きを開始します。」のみにすること、データ公開時期の文言の確認をすることで承認された。

以上